

# 公害等調整委員会の動き

(令和5年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
4月13日	令和元年(セ)第3号・令和2年(セ)第7号 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等 責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都
4月26日	令和3年(セ)第9号 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責 任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
4月27日	令和3年(セ)第7号・令和3年(ゲ)第12号 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被 害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期 日	東京都
4月28日	令和3年(ゲ)第3号 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因 裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
5月10日	令和4年(セ)第3号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第3 回審問期日	東京都
6月23日	令和3年(ゲ)第10号 銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振 動被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

#### ○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第2号事件)

令和5年4月12日受付

本件は、申請人に生じた精神的健康被害(睡眠恐怖症等)、睡眠不足による健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

#### ○ 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第2号事件)

令和5年5月10日受付

本件は、申請人が所有する建物の広範囲にわたって生じている飛散汚れ、同建物の1階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分に発生したクラック及び貸店舗の出入口のガラス戸等に発生したひびは、被申請人が同建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金599万3951円等を支払え、との裁定を求めるものです。

#### ○ 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第3号・(ゲ)第3号事件)

令和5年6月26日受付

本件の責任裁定申請は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことにより、申請人に頭痛・吐き気・めまい・動悸・抑うつ・

不安・集中力の低下・睡眠障害等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金202万8450円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請は、申請人に生じた頭痛・吐き気・めまい・動悸・抑うつ・不安・集中力の低下・睡眠障害等の健康被害は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

#### ○ 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第4号事件)

令和5年6月26日受付

本件は、申請人ら宅に生じた多数の壁・天井ヒビ割れ、風呂場目地割れ、外壁目地切れ、外壁ズレ、開口クラック、駐車場コンクリート割れ、玄関建具開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区(被申請人)の発注により、解体工事会社(被申請人)が行った解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めるものです。

#### ○ 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第4号事件)

令和5年6月27日受付

本件は、申請人に、不安定狭心症という健康被害、身体的障害に関わる生活・死亡リスク、精神的苦痛及び報酬減少が生じたのは、被申請人が所管する申請人宅の北側にある道路の拡張工事の現場において、重機等を稼働させて騒音・振動・粉じんを発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金4218万1702円の支払を求めるものです。

## 終結事件の概要

### ○ 熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第3号事件・令和3年(ゲ)第2号事件・令和5年(調)第5号事件)

#### ① 事件の概要

令和3年3月17日、熊本県熊本市の住民1人から、マンション管理組合、マンションの住民2人を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1373万2915円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年4月20日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理するマンション駐車場からの騒音・振動と申請人に生じた不眠症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員に

よる現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年3月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年4月13日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

### ○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第2号事件)

#### ① 事件の概要

令和5年4月12日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた精神的健康被害(睡眠恐怖症等)、睡眠不足による健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和5年5月23日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

### ○ 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第3号事件)

### ① 事件の概要

令和3年3月29日、神奈川県横浜市の住民14人と宗教法人から、学校法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人による大規模建築物等の解体行為等と申請人らが所有する土地等や公衆用通路の被害及び生活環境の悪化による被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年6月29日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。